

立川市生涯学習推進審議会委員の任命及び立川市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 11 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 2 項及び立川市生涯学習推進審議会条例(平成 4 年立川市条例第 5 号)第 4 条第 1 項の規定による。

立川市生涯学習推進審議会委員の任命及び立川市社会教育委員の委嘱について

次の者を立川市生涯学習推進審議会委員に任命及び立川市社会教育委員に委嘱する。

(1) 任命及び委嘱する委員の氏名等

氏名	選出区分	備考
きしの きよこ 来住野 清子	関係行政機関の職員 (条例第4条第1項 第3号)	東京都教育庁地域教育支援部 生涯学習課 課長代理

(2) 任命及び委嘱年月日 令和5年6月1日

(3) 任期満了年月日 令和6年3月31日